法規的告示

○内閣府告示第九十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（令和五年内閣府告示第九十二号）の一部を次のように改正し、令和七年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから適用することとしたので、同条第四項の規定により告示する。

令和七年五月二十日

内閣総理大臣　石破　茂

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

都道府県が行う補助金等の交付に関する事務

補助金等の名称	事務を行う都道府県	都道府県が行う事務の内容
［略］		
（項）　母子保健衛生対策費	［略］	［略］
（目）　妊娠出産子育て支援交付金		
（項）　母子家庭等対策費		
（目）　母子家庭等対策費補助金（市町村（指定都市及び中核市を除き、特別を含む。）に係るものに限る。）		
（目）　児童扶養手当給付費負担金（都道府県に係るものを除く。）		
（項）　妊婦のための支援給付費		
（目）　妊婦のための支援給付交付金		
（目）　妊婦のための支援給付事業費補助金		
［略］		

改正前

都道府県が行う補助金等の交付に関する事務

補助金等の名称	事務を行う都道府県	都道府県が行う事務の内容
［同上］		
（項）　母子保健衛生対策費	［同上］	［同上］
（目）　妊娠出産子育て支援交付金		
（項）　母子家庭等対策費		
（目）　母子家庭等対策費補助金（市町村（指定都市及び中核市を除き、特別を含む。）に係るものに限る。）		
（目）　児童扶養手当給付費負担金（都道府県に係るものを除く。）		
［同上］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。